

千葉市公告第321号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年4月11日

千葉市長 神谷俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ローコード・ノーコードツールライセンス賃貸借契約

(2) 概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市役所又は本市が指定する場所

(4) 契約期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者

キ 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 令和元年度から令和5年度までに、国、都道府県、市町村、独立行政法人又は民間企業において、本件と同種・同規模以上の業務実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

Eメール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出等

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から前記3の契約事務担当課においても配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

(2) 提出場所等

持参又は郵送によることとする。なお、郵送により提出する場合は、令和6年4月17日（水）午後5時必着とする。

(3) 確認通知

令和6年4月19日（金）までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

5 入札説明書等の交付

千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「物品」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>) にある当事業の箇所からダウンロードすること。

また、公告の日から令和6年4月17日（水）まで前記3の契約事務担当課においても無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。

6 仕様書に関する質問及び回答

(1) 提出期間

公告の日から令和6年4月17日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問回答書を前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和6年4月19日（金）

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和6年4月23日（火）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

(千葉市役所新庁舎高層棟3階L303会議室)

(3) 入札方法

総価で行う。入札者は、原則として前記(1)、(2)の入札及び開札の日時及び場所に出席して、入札書を商号及び入札件名を記載した封筒に入れて提出すること。入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、前記3の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

<留意事項>

- ・入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により送付すること。
- ・入札書等を持参する場合は、入札参加資格確認結果通知書を持参すること。
- ・代理人が入札書等を持参する場合は代表者からの委任を受けること。

(4) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 その他

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。